

○総務省令第九十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二十二項中「船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備」を「無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置」に改める。

第四十条の五第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、ニ及びビリの規定は適用しない。

第四十条の五第一項第一号へ中「するものであること。この場合において、送信の繰り返し」を「し、そ

れ以降の送信」に改め、同号ト中「可聴及び」を削る。

第四十条の七第二項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、第二号の表の空中線電力の項及び第三号の規定は適用しない。

第四十五条の十二の四中「第四十一条第四項」を「第四十一条第三項」に改める。

第五十八条の二第二項中「次条に規定するもの」を「法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のもの」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。